

平成 24 年度税制改正に対する意見

平成 23 年 9 月

 社団法人 **中部経済連合会**

はじめに

わが国の経済は、2008年秋に始まった経済危機から緩やかながらも持ち直しの動きを見せていた。しかしながら、東日本大震災によって大きな打撃を受け、現在、回復に向けた懸命の努力が行われているところである。

わが国は、震災以前からデフレの進行、失業率の高止まり、至近においては過度な円高等、不安要素を抱えたままである。震災からの復興を成し遂げ、今後のわが国経済の建て直しを図るためにも、税制の果たす役割は重大である。

一方、わが国の中長期的課題としては、公的債務の増大、少子高齢化・人口減少の進展、経済活力の停滞などのいまだに解決されざる多くの構造的課題を抱えたままである。

財政政策や経済政策、社会保障政策等の総合的で戦略的な立案が望まれるところであるが、ここにおいても、税制の果たす役割は極めて重大である。

このため、当会は中長期的な税制改革の方向性を展望した上で、至近年においてどのような租税政策を採るべきかについて意見を提起する。

意見は、前半で中長期的な税制の抜本改革の考え方を述べ、後半でその展開の一環として来年度の具体的要望事項を列記した。

政策当局におかれては、本提言を今後の政策運営に反映されることを大いに期待するものである。

平成 23 年 9 月

社団法人 中部経済連合会

会 長 三 田 敏 雄

副 会 長 上 田 豪

税制委員長

目次

第Ⅰ部 税制改正の基本的見解	1
1. 税制抜本改革の必要性	1
2. 改革の方向性	1
(1) 税制、財政、社会保障制度の一体的改革	1
(2) 間接税を中心とした効率的、合理的な税制	2
(3) 地方分権の推進に資する税制	2
(4) 国際的な競争を意識した戦略的な租税制度の整備	3
3. 東日本大震災からの復興に向けて ～復興財源と税制の配慮～	3
4. 中部圏の活性化	4
第Ⅱ部 平成24年度税制改正に向けての意見	5
1. 東日本大震災からの復興に関する税制	5
(1) 復興税	5
(2) 復興支援に資する税制	5
(3) 防災・減災に係る税制	5
2. 法人税制	6
(1) 法人実効税率および課税ベース	6
(2) 移転価格税制	6
(3) 外国税額控除制度	7
(4) タックスヘイブン税制	7
(5) 連結納税制度	7
(6) グループ法人税制	7
(7) 研究開発税制	8
(8) 欠損金の繰戻還付、繰越控除	8
(9) 減価償却制度、貸倒引当金制度	8
(10) 特別法人税	8
(11) 受取配当金の益金不算入制度	8
(12) 税務コストの企業負担	9
3. 消費税制	9
(1) 税率の引き上げ	9
(2) 使途	10
(3) 逆進性緩和策	10
(4) 仕入税額控除	10

4. 地方税	10
(1) 固定資産税	10
(2) 地方法人2税	10
(3) 地方消費税	11
(4) 課税自主権	11
(5) 事業所税	11
(6) 外形標準課税	11
5. 印紙税	11
6. 個人税制	11
(1) 低所得者等への配慮	11
(2) 金融所得課税	12
(3) 贈与税の引き下げ	12
7. 納税環境の整備	12
(1) 納税者権利憲章	12
(2) 税と社会保障の共通番号制度	12
8. 地球環境税制	12
9. 自動車関係諸税	13
(1) 整理・簡素化	13
(2) 旧暫定税率（当分の間として措置される税率）から本則税率への復帰	13
(3) 道路財源	13
10. 中部圏活性化	13
(1) 先端技術開発の支援	13
(2) 中小企業投資促進税制の延長	13
(3) 中小企業等基盤強化税制の延長	14
(4) 特定の事業用資産の買換え特例（9号）の延長	14
(5) 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の延長	14
(6) 中部圏の産業高度化に資する税制	14
(7) 土地・建物の有効利用に資する税制	14

第 I 部 税制改正の基本的見解

1. 税制抜本改革の必要性

わが国は、国の骨格の有り様を根本から考えなければならぬいくつかの課題に直面している。その一つとして、急速に進む少子高齢化・人口減少などの人口論的な問題が最も基底に存在する。その上に、経済活力の維持、成長著しい新興国等との競合、財政の早期健全化などの経済的・財政的な問題がある。これと並行して、地方分権改革の推進など国家統治・行政機構の問題、若年層に典型的に見られる所得格差拡大、社会的弱者に対するセーフティーネットや社会保障制度の不首尾などの社会的問題がある。

これらの課題は、経済・財政政策、社会保障政策、地方行政改革、租税政策などの政策を必要としている。

2. 改革の方向性

(1) 税制、財政、社会保障制度の一体的改革

国民が各自の生活において将来にわたって明るい展望を開けることが重要である。この将来に対する安心感と期待感があつてはじめて現在の消費や投資が拡大できることとなる。

そのためには、税制、財政および社会保障制度の3つについて、一体的に改革を進めるべきである。租税も諸種の社会保障料も国民負担という観点からは一体として国家財政を形成しているという認識に立ち、有機的で総合的な有効活用が行われる必要があると考えられる。

先般、政府・与党社会保障改革検討本部が決定し、閣議報告がなされた「社会保障・税一体改革 成案」における社会保障改革部分については、共助の更なる拡充が示されている。財政健全化と社会保障を両立させるために、不断の歳出の見直しは言うまでもなく、まずは社会保障費の抑制を行い、加えて現役世代の負担増だけに頼らない国民負担のあり方を示し、その上で不足する財源について税による調達とすべきである。今後予定される具体的な見直しにあたっては、これらを踏まえた検討が尽くされるべきである。

また、改革にあたっては、その前提となる福祉・国民負担のあり方（高福祉高負担～低福祉低負担）、政府の大きさなどの国家像について国民に示し、合意を図るべきである。

(2) 間接税を中心とした効率的、合理的な税制

一体的改革の中で特に税制に焦点を当てるならば、まず、政策目標を効率的、効果的に達成する税制を構築することが必要である。

政策目標は、経済活力の向上と国家財政の再建を中心に据えざるを得ないと考えられる。このことを踏まえると、合理的な税制とは、法人税などの生産段階における税を軽減してわが国の国際競争力を強化し、分配段階の国民所得の向上を図り、その結果もたらされる消費段階の拡大から安定した消費税収入を得ることによって財政の健全化を促進する好循環を作り出す税制であると考えられる。

わが国の税収の直間比率は、直：間＝7割：3割となっており、OECD諸国の中でも間接税の比率が最も低いクラスに属している。間接税の比率を高め、租税制度を先進諸国の標準に近づけることが重要であると考えられる。

また、納税者の納得性を高める観点から、番号制度を導入することによって、納税義務者の納税額の捕捉可能性と正確性を高めるとともに、納税の公平性を確保すべきである。この制度導入は、課税庁の事務の合理化と人員などの削減にも寄与すると考えられる。

(3) 地方分権の推進に資する税制

本来あるべき国の基本的な役割は、外交、防衛および国民経済レベルでの変化に応じた機動的な政策発動などマクロ的な機能であると考えられる。これに対して、地方の基本的な役割は、地域の実態に応じた行政サービスの安定した提供であると考えられる。この点に鑑みれば、地方は行政サービスとの対応関係が妥当で、且つ安定した自主財源の基盤を備える必要がある。

2008年秋に始まった経済危機によって、県・市などは税収が激減し、自治体によっては一部の行政サービスの継続性が危ぶまれる事態も生じた。これは、景気に応じて変動しやすい地方の歳入構造上の問題であり、この点に鑑みても地方の安定した自主財源の基盤整備が急務である。

安定財源の観点からは、偏在性が大きく景気変動の影響を受けやすい地方法人2税を縮減し、比較的安定した収入が得られる地方消費税の拡充を図るべきである。また、自主財源の観点からは、中央政府と地方政府の歳入割合（中央：地方＝6：4）を中央政府と地方政府の歳出割合（中央：地方＝4：6）に近づけるべく、地方への財源移譲を図るべきである。地方への財源移譲にあたっては、新たな国民負担を抑制しつつ、地域間格差を縮小することが可能な水平的財政調整等の仕組みを導入すべきである。

また、行政サービスとの対応関係の妥当性の観点からは、償却資産に対する固定資産課税など、応益性が見出し難い税目は整理削減すべきである。

(4) 国際的な競争を意識した戦略的な租税制度の整備

政治経済のグローバル化に伴って、各国は地球規模の大競争を勝ち抜くための政策実行の有力な手段として国内租税制度の整備を戦略的に進めている。

各国は租税制度の優劣を競っているという認識に立ち、国際的な租税制度の標準を意識した改革を進めるべきである。

特に法人実効税率の引き下げ競争は、その具体的な現われの一つである。わが国の法人実効税率は未だに40%と諸外国に比べ最も高い水準にあるため、早急に国際競争力のあるレベルに引き下げられるべきである。

3. 東日本大震災からの復興に向けて ～復興財源と税制の配慮～

復興財源の調達は時限的な措置とし、必要額を早急に調達すべきである。その際、税による調達とする場合は、目的税とし、既存の予算と区分した特別会計による管理とすべきである。

財源の調達は、復興対策の内容に応じた割り当てを行うことが重要である。被災者の生活再建など現世代が助け合うべき性質の費用は現世代が負担すべきと考える。また、インフラの再構築など将来世代にも便益が及ぶものは将来世代にも応分の負担を求める必要がある。

現世代の負担を税によって調達する場合は、目的税とし、単独の税目に依存するのではなく、例えば、所得税、法人税、消費税などを中心にベストミックスとすべきである。当座の資金調達を行うために国債を発行する場合は、償還財源を明確にし、早期の厳格な償還計画を策定すべきであり、将来世代に付け回すべきではない。

インフラの再構築など将来世代にも便益が及ぶものについては、将来世代に応分の負担を求め、その分担分については建設国債を発行し、比較的長めの償還計画を策定すべきである。

長期の計画に基づいた復興予算の複数年度にわたる執行を可能とするため、復興基金の創設と活用を検討すべきである。

また、財源調達等の大きな枠組みとともに、被災した方々・地域の生活再建に対するきめ細やかな支援が必要である。この支援において、税制措置が果たす役割は大きいと考える。固定資産税や都市計画税の減免など、税制特例法によって既に措置されているものを含め、被災の状況に応じた柔軟な支援を行うことが重要である。

4. 中部圏の活性化

戦略的な産業の育成は租税政策の重要な役割の一つである。租税特別措置の存在意義はここにある。したがって、役割を終えた租税特別措置が既得権益化することのないよう、是々非々の考え方で一つひとつの租税特別措置を点検するとともに、新たに必要が生じたものについては、措置を新設するなど、不断の見直しを行うべきである。

中部圏は、主に自動車や工作機械などを中心とする加工組立型製品の輸出を通じて日本経済の発展に貢献してきた。

今後は、既存産業の活力維持に加え、次世代自動車、航空宇宙、低炭素・資源リサイクル、長寿ヘルスケア、観光などの新たな産業の育成により中部圏の活性化を図ることで日本経済の発展に貢献していく。これらの発展基盤の強化に資する税制の創設や整備がなされることを期待し、要望する。

第Ⅱ部 平成24年度税制改正に向けての意見

1. 東日本大震災からの復興に関する税制

(1) 復興税

復興税は、国民が広く負担する連帯の観点、被災者以外の国民に負担を傾斜させる担税力の観点、国民経済にひずみが生じない効率性の観点など、多角的な観点の整理を行った上で、税目をバランスよく組み合わせるべきである。このような考え方に立脚し、例えば、基幹3税である所得税、法人税、消費税などを中心にベストミックスで調達することが適切である。

この場合、臨時の増税であることから課税方法は極力単純化すべきである。また、増税のタイミングは景気の立ち上がりに配慮し、期間については極力短期間とすべきである。

このようにすることで、国民の納得性を高めることができると考えられる。

(2) 復興支援に資する税制

東日本大震災の被災地域に対して既に税制の特例措置が施行されている。被災した人々に対する支援は言うまでもなく、被災した企業の早期復活に向けても継続的且つ柔軟な支援を行うことが重要である。

例えば、固定資産税や都市計画税などの減額・免除の期間について、復興の状況に応じて適宜延長などの措置を検討すべきである。また、滅失・損壊はしていないが実質的に使用できない原発避難地域の資産について、固定資産税の減免や評価損の計上を可能とすべきである。

これらを含め、被災者・被災地の復興に係る税制措置には、特区制度の活用が有効であると考える。

(3) 防災・減災に係る税制

東日本大震災による未曾有の被害から得た教訓を活かし、今後は、企業が防災・減災対策として、予防的な設備投資を更に強化することが想定される。

これらの設備投資に対する税制の優遇措置を整備する必要がある。例えば、巨大地震が発生する可能性が高く、津波対策が必要となる沿岸部や液状化対策が必要となる地域を特区に指定し、防災・減災対策に対する税制の優遇措置を講じることなどを検討すべきである。

このようにすることで、企業のみならず、地域全体の経済を震災の被害から守るインセンティブが高まる効果が期待できる。

2. 法人税制

(1) 法人実効税率および課税ベース

わが国の法人実効税率は、先進国の中で米国とともに約 40%と最高レベルに位置している。しかしながら、米国が諸々の租税措置によって実質的にはわが国より低い実態にあることを考えると、わが国の法人実効税率は突出していると考えられる。

わが国の企業の資本蓄積を促進し、国際競争力の維持・向上を図るために、アジア圏の 20~25%程度を視野に入れつつ、当面の目標として欧州主要国並みの 30%程度への法人実効税率の引き下げを実現すべきである。この目標を実現するにあたっては、税制の抜本改革が必要となる。

平成 23 年度税制改正大綱において、法人実効税率の 5%引き下げが示されたが、法案として成立していない。実効税率の 5%引き下げ時期が延期され、復興財源に充当されるとすれば、事実上の増税に等しい措置であるが、真摯な検討に値すると考える。

ただし、その場合であっても、まずもって、本則税率の引き下げを行い、しかる後、改めて期間を限定した上で、暫定措置として現行の実効税率と同じ率に戻す形をとるべきである。あわせて、更なる産業の空洞化を防止するために、暫定期間経過後は、法人実効税率が国際競争力のあるレベルに引き下げられることを切に要望する。このことにより、企業の海外流出の防止、ひいては地域の雇用維持が図られる。

また、法人実効税率とセットの対応関係にある課税ベースにおいても、欧米先進諸国の水準に近づけるべく、絶えざる縮小の改善努力を行うべきである。具体的には、「試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度」、「欠損金の繰越控除制度」、「減価償却制度」、「貸倒引当金制度」などについて、現行制度の維持ないし拡充によって、課税ベースの縮小を目指すべきである。

このことにより、国際的な競争における法人課税面でのイコールフットィングに近づくことができる。

(2) 移転価格税制

国際的な競争のイコールフットィングを図るために移転価格税制が的確に運用されることが重要である。今年度、独立企業間価格の算定方法における適用順位の見直しが行われたが、実効ある税制の運用に向け、紛争関係国間で適正な調整が速やかに行われることが必要である。

そのためには、租税条約ネットワークの拡大、租税条約締結済みであっても対応的調整規定が存在しない租税条約の見直しに加え、OECD ガイドラインの改正や

二国間協議・事前確認等において、わが国が戦略的な視点から移転価格税制の国際的なルール形成・運用の改善をリードしていくことが重要である。

(3) 外国税額控除制度

外国税額控除制度のうち直接税額控除制度については、外国税額控除限度超過額および余裕額の繰越期間を3年から10年に延長する等の改善を図るべきである。このことにより、外国税額控除制度の利用が制約され、国際的二重課税の排除が十分に行えない事態の解消を図ることが可能となる。

(4) タックスヘイブン税制

現在のトリガー税率は、20%である。この税率は、わが国の法人実効税率（約40%）の半分とする考え方を反映したものと考えられる。同様の考え方に立ち、法人実効税率の引き下げと併せて、トリガー税率についてもその半分程度にその都度見直すべきである。

(5) 連結納税制度

連結納税制度は、わが国企業の国際競争力を強化するために導入された制度であり、高度利用が期待された。しかしながら、先進諸外国に比べ活用は進んでおらず、所期の目的に合わせて制度の改善を図るべきである。

第1に、連結納税の要件を緩めるべきである。現行制度では100%子会社は連結納税グループに入れなければならないなど硬直的である。

第2に、子会社が連結グループに加入する際に行われる資産の時価評価は廃止すべきである。現行制度では、時価評価の結果、認識された含み益は課税されることになっているが、法人税法のなかでも例外的な取扱いである上、諸外国でもあまり例を見ない制度であり、廃止すべきである。

第3に、連結納税の申告について、子会社の個別帰属額届出書の別表および添付書類提出の省略等、手続きの簡素化を図るべきである。

(6) グループ法人税制

グループ法人税制は、法人の組織形態の多様化に対応するために平成22年度に導入された制度であるが、2つの課題が存在する。

第1に、大法人の100%子法人に対する中小企業向け特例措置が適用されない公平性の課題である。

第2に、100%グループ内の法人間の譲渡取引の損益の繰延べに係る事務負担上の課題である。具体的には、対象となる譲渡取引資産の抽出、個社・グループ

の税金計算、対象資産の管理等の煩雑さである。これらはグループ再編を行う毎に増大するため、戦略的・機動的な再編の障害となる。

これらの課題を含め、同制度については、導入後1年が経過しており、実態を見極めた柔軟な見直しを図るべきである。

(7) 研究開発税制

わが国企業が国内において研究開発を継続し、その競争力を維持・向上する上で、研究開発税制が果たす役割は大きい。そのため、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度で定められている30%の税額控除限度額については、恒久化を図るべきである。

また、控除限度超過額の繰越期間については、現行の1年から3年に延長すべきである。

(8) 欠損金の繰戻還付、繰越控除

欠損金の繰戻還付は、中小企業について復活したが、大企業についても制度を復活すべきである。加えて、繰戻期間についても3年にすべきである。

また、多くの企業が経済危機および東日本大震災と引き続く景気の悪化によって巨額の損失を計上し、計上された損失は、その後の業績回復によって早期に相殺されることが困難であると見込まれる。このことに鑑み、国際競争力の向上の観点から、欠損金の繰越控除を行える期間を現行の7年から欧米並みの20年以上に拡充すべきである。

拡充されない場合、少なくとも現行の制度を維持すべきである。

(9) 減価償却制度、貸倒引当金制度

わが国の課税ベースのカバー指数は、欧米主要国との比較において高く、法人実効税率の高さと相俟ってわが国企業の国際競争力を弱めている。

現行の、減価償却における定率法の償却率（定額法の償却率の250%）、貸倒引当金制度については、現行の制度を維持すべきである。

(10) 特別法人税

現在、凍結状態にある特別法人税は本格的に撤廃すべきである。

(11) 受取配当金の益金不算入制度

法人の受取配当金については、二重課税排除の観点から全額を益金不算入とすべきである。また、平成14年度税制改正において廃止された特定利子に関する措

置について復活させるべきである。

(12) 税務コストの企業負担

納税者である企業の納税に係る事務負担は、各種帳票の収集から申告まで膨大なものとなっている。わが国企業の競争力の維持・向上を図る観点から、企業の事務負担の軽減を図る方策について検討を行い、税制およびその申告手続きについて簡素化を図るべきである。

わが国の税制は、確定決算主義を採用しているが、会計基準と税法基準の差異に関する申告調整が多く煩雑であるため、企業の事務負担が大きい。特に、国際会計基準（IFRS）が適用されると、会計基準と税法基準の差異が更に拡大することが想定される。IFRS の適用を検討する中で、税制のあり方についてもあわせて検討されることを期待する。

減価償却制度については、平成 20 年度の税制改正で機械装置の耐用年数区分の簡素化、明確化が図られたが、機械装置以外の有形減価償却資産（建物等）に係る耐用年数の区分についても同様の見直しを行い、簡素化を図るべきである。機械装置についても耐用年数表の細目に記載されていない設備（「事業用燃料電池発電装置」等）には、「その他の設備・もの」として長い耐用年数が適用される資産があるため、見直しを図り明確化すべきである。事業の実態に合わせた耐用年数の適正化を図るべきである。

地方税について、法人事業税の外形標準課税、とりわけ付加価値割は、煩雑さが大きい代表例である。また、複数の自治体に跨る申告手続きの一元化や自治体毎に異なる帳票の統一等、手続きや窓口について簡素化が図られるべきである。

3. 消費税制

(1) 税率の引き上げ

増大する社会保障費への対応を含め、急務となっている財政再建のためには税制の抜本改革が必要である。抜本改革は法人税等の直接税の縮減、消費税等の間接税の拡充という組み合わせで行うべきである。

基礎的財政収支を黒字化し、将来的に財政赤字を圧縮するためには、社会保障費の支出抑制をはじめ、歳出の削減を図りつつ、今後 5 年程度の間に 10%程度の消費税率の引き上げが必要である。引き上げの方法については、消費動向に急激な変化を来さないよう、段階的に実施すべきと考える。消費動向および納税者手続きを勘案すれば、引き上げ率と時期をあらかじめ計画的にアナウンスすべきと考える。

(2) 用途

税率の引き上げによる税収の増加分については、当面、増大する社会保障費等に充当されるべきである。ただし、目的を限定した目的税とすることについては、財政運営の硬直化を招くこれまでの経験に鑑み反対である。

(3) 逆進性緩和策

消費税率を10%程度引き上げる場合、高額所得者に比べ、低所得者の負担が大きくなる逆進性に対して緩和策を講じる必要がある。

複数税率化は、制度の複雑化や納税者および課税当局の事務負担の増大を招くことになる。また、その軽減効果は所得の高低にかかわらず享受できる点に限界がある。そのため、逆進性緩和策としては、生活必需品に係る消費税率の引き上げ相当額を低所得者層に対して定額で還付する還付方式を導入すべきである。

(4) 仕入税額控除

仕入税額控除に係る所謂95%ルールは事業者の事務負担に配慮する観点から講じられたものである。平成24年度から適用範囲が課税売上高5億円以下の事業者に限定されることとなったが、当該制度の趣旨に鑑み、再検討すべきである。

4. 地方税

(1) 固定資産税

土地に対する固定資産税については、行政サービスに対する応益性があるが、償却資産に対する固定資産課税については行政サービスとの直接的な受益関係が見出せず地方の税源としては適当ではない。

特に、償却資産に対する固定資産課税については、製造業等特定業界に負担が偏在し、公平性の観点から廃止すべきである。

また、減価償却制度が改正されて償却可能限度額が撤廃されているが、地方税である固定資産税については、従来の制度が維持されている。少なくとも論理性を欠いた状態を解消し、償却可能限度額を撤廃すべきである。

(2) 地方法人2税

法人住民税および法人事業税からなる地方法人2税については、税の偏在性と不安定性に問題を抱えている。このため、地方消費税を拡充し、代わって地方法人2税の縮減を図るべきである。

地方法人2税の縮減に当たっては、まずは所得割りなど法人実効税率を上昇させる成分は廃止するかあるいは縮小して国税に編入すべきである。

(3) 地方消費税

地方消費税については、その地域の消費実態に対応して偏在性がなく安定しており地方の自主財源として有望である。このため、地方法人2税を縮減し、代わって地方消費税の拡充を図るべきである。

(4) 課税自主権

法定外税や超過課税に係る課税自主権の行使に当たっては、一般住民、法人を含めた負担の公平性と合理性の観点から慎重に行われるべきである。特に、投票権を持たない法人に対する安易な新規課税や重課はあってはならない。

(5) 事業所税

事業所税については、過密や混雑の都市問題の解決に一定の役割を果たしてきた。しかしながら、制度が創設された昭和50年当時から社会状況が変化して市街地の再開発が必要とされる現在、都市における店舗等の新規開設と地域雇用増進の意欲を減殺する同制度は、廃止すべきである。このことにより、都市における店舗等の新規開設と雇用の増進が期待される。

(6) 外形標準課税

平成16年4月1日より施行された事業税における外形標準課税については、付加価値割額に報酬給与額が加算されることから、企業の雇用に対して抑制的に働く。また、企業は、法人住民税（均等割）や固定資産税等を負担しており、これらに加えて外形標準課税を課すことは、応益課税の観点から二重負担となっている。そのため、外形標準課税については、基本的に廃止すべきである。

廃止されない場合は、煩雑で企業の事務負担を増大させている付加価値割について、計算方法の簡略化や必要性の低い明細書の廃止など、簡素化を図るべきである。

5. 印紙税

電子商取引が一般化する中、紙ベースの商取引にのみ課税される印紙税は、合理性を失っており、廃止すべきである。

6. 個人税制

(1) 低所得者等への配慮

低所得者や子育て世帯に対する所得税の負担軽減については、真に軽減を必要とする世帯に確実に恩恵が行き届くようにすべきである。すなわち、租税制度に

偏らない社会保障制度全般と一体化した措置を講ずることによって、諸種の社会保障制度による給付とあわせて不公平感を生じない工夫を行うべきである。

また、給付付き税額控除を導入する際は、既存の各種給付制度との整合を図るべきである。加えて、導入の対象や要件を明確にすべきである。

(2) 金融所得課税

個人金融資産の運用において「貯蓄から投資へ」の潮流が形成されつつあることに鑑み、金融所得ごとの複雑な課税から損益通算を幅広く認める簡素な課税へと改革を推し進め、金融所得課税の一元化を目指すべきである。

また、平成 26 年から 3 年間の時限付きで導入される少額の上場株式等投資のための非課税措置（日本版 ISA）については、投資家の利便性及び金融機関の実務に配慮した簡素な制度となるよう要望する。

(3) 贈与税の引き下げ

消費を活性化する方策の一つとして、贈与税の税率引き下げを行い、親から子への資産継承をしやすくし、子育て等で生活資金需要の旺盛な若年世代が有効に消費支出を拡大できるようにすべきである。

7. 納税環境の整備

(1) 納税者権利憲章

納税者の権利保護の観点から納税者権利憲章の整備を推進すべきである。

(2) 税と社会保障の共通番号制度

税制の観点からは、徴税事務を効率化し、納税者の所得や資産の透明性および納税の公正性を確保する必要がある。また、社会保障制度の観点からも、給付や負担の公平性を確保する必要がある。そのために、税と社会保障の共通番号制度を早急に導入すべきである。

8. 地球環境税制

温室効果ガスの削減については、企業は重大な社会的責務として技術革新をはじめとする様々な自主的努力を行っており、今後も継続すべきものであることは言うまでもない。

温室効果ガスの排出抑制に係るいわゆる「環境税」は、わが国に導入しても、国際的に足並みがそろわなければ、租税負担のない国にわが国から生産拠点が移転してしまう結果をもたらすことが強く懸念される。

その為、環境税の創設には基本的に反対である。

環境税および租税全体のグリーン化については、上述の観点に加え、エネルギー政策全体を見直した上で検討すべきである。

9. 自動車関係諸税

(1) 整理・簡素化

揮発油税、地方揮発油税、軽油取引税、石油ガス税、自動車税、自動車重量税、自動車取得税等からなる自動車関係諸税については、自動車に対して多重に課税されている。これまでのいわゆる道路特定財源の一般財源化が成った今、道路整備との関係を清算し、廃止を含めて整理・簡素化すべきである。

(2) 旧暫定税率（当分の間として措置される税率）から本則税率への復帰

自動車関係諸税は、現在、本則税率を超える高い税率が旧暫定税率のまま「当分の間として措置される税率」として課せられている。当該税率については、廃止を含む整理・簡素化が本来の姿であるが、少なくとも当該税率を本則税率に戻すか、あるいは当該税率が適用されている理由を自動車の利用者に適切に説明すべきである。

(3) 道路財源

自動車関係諸税が一般財源化した後も、地方道路整備に必要な財源は合理的な水準を確保すべきである。

10. 中部圏活性化

(1) 先端技術開発の支援

中部圏の企業や（財）ファインセラミックスセンターなどに代表される研究機関は、わが国の次世代を担う産業あるいは産業技術として、ファインセラミックス、ナノテク、航空宇宙産業等の分野で研究開発を推進しているところである。

これらの研究機関の中には公益法人改革の流れの中で、これまでの公益法人から特例民法法人を経て一般法人の地位を選択するものが登場すると予想される。このような機関は、地位が移行しただけで非営利性の高い実態に変化がないことから、固定資産税や都市計画税が引き続き減免されるような税制を創設して頂きたい。

(2) 中小企業投資促進税制の延長

中小企業投資促進税制は、23年度末で期限を迎える。同制度は中部圏の中小企

業の投資促進に寄与し、中小企業の健全な成長に資するものであるため、適用期限を延長して頂きたい。

(3) 中小企業等基盤強化税制の延長

中小企業等基盤強化税制は、23年度末で期限を迎える。同制度は中部圏の中小企業の投資促進および教育訓練に寄与し、中小企業の健全な成長に資するものであるため、適用期限を延長して頂きたい。

(4) 特定の事業用資産の買換え特例（9号）の延長

特定事業用資産の買換え特例における長期保有資産を対象とした9号は、23年末で期限を迎える。同制度は、企業の新規投資を後押しし、経済活力の向上に資するものであるため、適用期限を延長して頂きたい。

(5) 公害防止用設備に係る課税標準の特例措置の延長

公害防止用設備に係る課税標準の特例措置は、23年度末で期限を迎える。同制度は、公害防止等に対する社会的要請が高まる中、企業の一層の実効性ある公害防止対策を支援するため、適用期限を延長して頂きたい。

(6) 中部圏の産業高度化に資する税制

特に次世代自動車、航空宇宙、低炭素・資源リサイクル、長寿ヘルスケア、観光等の各産業は、中部圏の産業高度化を担うリーディング産業と位置付けられる。これら次世代産業の育成にあたっては、研究施設・生産施設等に対する不動産取得税・固定資産税の軽減、研究開発費に対する税額控除の拡大、人材育成投資に対する減免措置の拡充等、各産業に係る税制について配慮がなされることを要望する。中部圏は、地域経済の発展を通じて日本経済全体の繁栄に貢献したいと願っている。

(7) 土地・建物の有効利用に資する税制

中部圏の中には市街地の空洞化を課題として抱えている都市がある。この課題に対応するためには、空洞化した都市の再開発を促進する税制改正が必要となる。

事業所税は、過密や混雑等の都市問題に一定の役割を果たしてきたが、制定当初と社会状況が変化し、その役割を終えたと考えられるため、廃止すべきである。

このことにより、中部圏の市街地の再開発が促進され、店舗等の新規開設と雇用の増進が期待される。

以上